

# 平成20年10月静岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

## ○議事日程

平成20年10月8日（水）午後2時10分開会

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期について

日程第4 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第5 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更に係る協議について

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## ○出席議員（12人）

（1番）	大橋俊二君	（3番）	田村典彦君
（4番）	渡辺敏昭君	（5番）	梶 繁美君
（7番）	杉山 勇君	（8番）	吉永満榮君
（10番）	鈴木 望君	（11番）	鈴木 尚君
（12番）	藤井武彦君	（13番）	加藤一司君
（14番）	田島建夫君	（15番）	原田英之君

## ○欠席議員（8人）

（2番）	深澤 進君	（6番）	杉山功一君
（9番）	酒井基寿君	（16番）	石川久雄君
（17番）	斎藤 衛君	（18番）	井田久義君
（19番）	櫻井泰次君	（20番）	戸本隆雄君

## ○説明のための出席者（7人）

広域連合長	小嶋善吉君	副広域連合長	芹澤伸行君
事務局長	岡田貞夫君	事務局次長	河野拓明君
保険料室長	神谷聖司君	医療給付室長	藁科光彦君
資格管理室長	笠井秀訓君		



御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日限り  
と決定いたしました。

#### 日程第4 議案第10号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について

○議長（渡辺敏昭君） 次に日程第4、議案第10号静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めま  
す。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案第10号静岡県後期高齢者医療  
広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、であります。志太郡岡部町に住  
所を有する被保険者の保険料については、現在、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する  
不均一の保険料の賦課がされていますが、平成21年1月1日の藤枝市との合併後も旧岡部町の  
区域に住所を有する被保険者の保険料については、引き続き不均一の保険料の賦課をするため、  
附則別表の「志太郡岡部町」の表記を「藤枝市（平成20年12月31日における行政区画による志  
太郡岡部町の区域に限る。）」に改正しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了  
いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了  
いたします。

これより、議案第10号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決するこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決  
することに決しました。

#### 日程第5 議案第11号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び同組規約の変更に係る協議について

○議長（渡辺敏昭君） 次に、日程第5、議案第11号静岡県市町総合事務組合を組織する地方  
公共団体の数の減少及び同組規約の変更に係る協議についてを議題といたします。当局から  
提案理由の説明を求めます。岡田事務局長。

○事務局長（岡田貞夫君） それでは、御説明いたします。議案第11号静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更に係る協議について、であります。これは、市町村合併等の理由により、平成20年10月31日をもって静岡縣市町総合事務組合から富士川町、由比町、大井川町、庵原郡環境衛生組合及び庵原地区消防組合が脱退し、並びに静岡縣市町総合事務組合同規約第3条第1号の事務から養護老人ホームとよおか管理組合が脱退し、並びに平成20年12月31日をもって静岡縣市町総合事務組合から岡部町が脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を減ずるとともに静岡縣市町総合事務組合同規約を別紙のとおり変更しようとするものであります。

当該地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本広域連合を含む関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、この協議については、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから本広域連合においても当該協議について、広域連合議会の議決を求めようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡辺敏昭君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第11号について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（渡辺敏昭君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

〔広域連合長小嶋善吉君登壇〕

○広域連合長（小嶋善吉君） 10月臨時会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、市町の合併に伴う2件の議案につきまして、それぞれ原案どおり可決いただきまして、ありがとうございました。

今後とも、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様からいただく御意見を十分に留意しながら、また、市町の皆さんとしっかり連携を図りながら、業務に精励してまいりたいと考えておりますが、御承知のとおり、そろそろ衆議院の解散がありそうでありまして、民主党の施策、公約によりますと後期高齢者医療制度廃止ということになっておりまして、もしそ

ういうことになりますと、この広域連合も解散、ということになるわけでありまして、いつまでこの運営も続くかわかりませんが、もうスタートした制度であり、我々としても県民の皆さんに理解をいただけるような運営を図っていきたいと思います。

議員各位におかれましては、一層の御理解、御協力を今後とも賜りますよう、お願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺敏昭君） これにて、平成20年10月静岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年10月8日

議 長 渡 辺 敏 昭

議 員 大 橋 俊 二

同 田 村 典 彦